

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更並びに3号原子炉の増設）について（答申）

平成16年4月15日付け平成15・12・18原第3号（平成17年2月24日付け平成15・12・18原第3号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更並びに3号原子炉の増設）について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・商業発電用を目的とした3号原子炉の増設と、それに伴う1号及び2号原子炉施設の変更であり、島根原子力発電所における原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・発生する使用済燃料は、発電所内での貯蔵・管理の後、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とする方針であること
- ・再処理の委託先の確定は、政府の確認を受けることとしていること
- ・発生する使用済燃料を海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けるという方針であること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用」という我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「長期計画」という。）の方針に沿ったものであること
- ・3号原子炉より発生する使用済燃料は、発電所内で適切に貯蔵・管理の後、国内の再処理事業者において再処理を行う方針であり、長期計画における我が国の核燃料サイクルに対する国の基本的考え方に沿ったものであること
- ・1号及び2号原子炉の使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと。
- ・中国電力株式会社の原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等によって所要量を計画的に確保することとしていること
- ・3号原子炉において発生する放射性廃棄物については、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針であること

- ・ 1号及び2号原子炉の放射性廃棄物の処分の方法を変更するものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る）

本申請については、

- ・ 申請に係る変更に伴う工事に要する資金については、日本政策投資銀行からの借入金、自己資金、社債及び一般借入金により平成23年度までの間で調達する計画としていること。
- ・ 中国電力株式会社における総工事資金の調達の実績と比較して、今後の資金調達は可能と判断していること

から、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。